

平成 29 年 6 月 26 日

契約先証券会社  
代表者 殿

中部証券金融株式会社  
取締役社長 湯本 崇雄

締結済みの契約の取扱いについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は、平成 29 年 2 月 8 日付け当社プレスリリース「自主廃業（解散）に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社の自主廃業並びに会社解散に係る議案について、本日開催の第 84 期定時株主総会に付議しましたところ、いずれも原案どおり承認可決されました。

つきましては、今後、貴社との間で締結している諸契約の取扱いについて、下記のとおりとさせていただきますたく、ご通知申し上げます。

敬具

記

1. 諸契約の失効

本日（6 月 26 日）現在において、貴社と当社との間で契約している諸契約（※）につきましては、当社の解散日である平成 29 年 9 月 30 日を以ってすべて失効とさせていただきます。なお、当該諸契約は、当社の解散に伴い当然にその存在意義を失うものでありますので、失効を証する書面の取り交わしは省略させていただきますたく存じます。

つきましては、この取扱いについて異議がございましたら、平成 29 年 7 月 14 日（金）までに「本件に関するお問合せ先」までその旨お申し出いただきますようお願い申し上げます。同日までに異議のお申し出がない場合は、この取扱いについてご承認いただけたものとさせていただきます。

（※）「貸借取引貸付にかかる諸契約」等、既にご案内済みの契約等は除きます。

2. 未決済債権債務の取扱い

上記 1. の諸契約失効日の到来を以って失効となる契約に基づく債権債務が存在する場合は、その取扱いについては、なお従前の例によるものとさせていただきます。

大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

<本件に関するお問合せ先>

営業部 小林・北川・中本 TEL052-251-1304